

北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例施行規則（平成31年北海道規則第13号）

（趣旨）

第1条 この規則は、北海道主要農作物等の種子の生産に関する条例（平成31年北海道条例第1号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（優良品種の認定申請）

第2条 条例第8条第2項の規定による申請は、同条第1項の規定による認定を受けようとする年度の11月1日から同月30日までに申請書を知事に提出してしなければならない。

（ほ場の指定申請）

第3条 条例第11条第2項の規定による申請は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める期日までに、申請書を知事に提出してしなければならない。

- (1) 稲、春まき大麦（春期には種する大麦をいう。）、春まき小麦（春期には種する小麦をいう。）及びえんどう 毎年4月10日
- (2) 大豆、小豆、いんげん及びそば 毎年4月30日
- (3) 秋まき小麦（秋期には種する小麦をいう。） 毎年9月10日

（申請書の様式）

第4条 この規則に定める申請書の様式は、知事が別に定める。

附 則

この規則は、平成31年4月1日から施行する。